

第 8 号

平成30年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）

平成30年度熊本県の林業改善資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ212,083千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ600,377千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成31年2月21日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		992	△ 952	40
	1 一般会計 繰入金	992	△ 952	40
2 繰越金		275,493	△ 211,776	63,717
	1 繰越金	275,493	△ 211,776	63,717
3 諸収入		535,975	645	536,620
	1 貸付金 元利収入	369,725	645	370,370
歳入合計		812,460	△ 212,083	600,377

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農 林 水 産 業 費		千円 812,440	千円 △ 212,097	千円 600,343
	1 林 業 改 善 資 金	812,440	△ 212,097	600,343
2 諸 支 出 金		20	14	34
	1 繰 出 金	20	14	34
歳 出 合 計		812,460	△ 212,083	600,377

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
木材産業等高度化推進資金貸付	平成31年度	千円 332,500